

交通空白解消のための調査業務 企画提案仕様書

1. 業務名称

令和7年度 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
交通空白解消のための調査業務

2. 業務目的

市内の公共交通に関しては市民意識調査の市民満足度が低く、バスの運行本数不足による交通空白地などの課題が多い。そこで市内における公共交通の現状を把握し、その課題を明確にするために、スマートフォンGPSデータなど市内全域のビッグデータを活用した分析調査を実施する。また、分析調査結果に基づき新たな公共交通システムの実証について検討する。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4. 業務内容

（1）裾野市の公共交通の現状把握と交通を取り巻く環境の整理

本業務の検討を行うにあたり、裾野市を取り巻く既存公共交通の整備・運行状況の把握、整理を行う。

（2）住民の移動傾向に関する基礎調査、およびビッグデータ分析

①本市が所有する既存データ資料、および市内人流データなどを活用した可視化・過去との比較・分析等を行い、地域住民の生活圏の広がりや鉄道駅、公共施設等への移動実態等の整理を行う。

②分析・整理された資料の報告書作成を行うとともに、住民との意見交換会や裾野市地域公共交通活性化協議会でその分析結果を活用するため、理解しやすい資料等の作成を行う。

③分析の範囲は市内全域を基本とする。必要に応じて、静岡県東部地域まで実施するものとする。

（3）住民からの意見ヒアリング

①日常生活に関する移動の課題や要望を確認するため、住民との意見交換会を開催する。前述の基礎調査やビッグデータ分析の結果を基にした現状説明や、住民アンケート・ワークショップ形式での意見収集など、意見交換会の企画及び必要なコンテンツの作成を行う。なお、意見交換会の会場及び参加者については、市が手配するものとする。

②住民との意見交換会は2回開催するものとし、当日の資料作成、司会進行、ファシリテーション、実施報告書等の作成を行う。

（4）空白地域の対策の方針検討

裾野市における交通空白地域の対応について、多様な交通システムを含む対応案について比較検討を行う。また対策の方針、方向性を検討、設定する。

（5）実証計画案の作成

基礎調査・ビッグデータ分析、および住民との意見交換会における協議調整結果を踏まえ、今

年度の実証計画案（現時点ではオンデマンド交通の実証を想定）、または来年度以降の交通手段の導入計画を作成する。なお、実証運行の期間は1ヵ月程度とする。

（6）オンデマンド交通等の実証実験における体制構築等の支援

作成した実証計画に基づき、対象地域において、オンデマンド交通等の実証運行を実施するため、事前の体制構築や運用面の検討等に関する支援を行う。

なお、本事業においては、配車システム等の導入は行わず、運行事業者が運行設計内容に沿った送迎を実施するものとする。（運行事業者は、本市が別に選定する。）

①オンデマンド交通の運行設計支援

事前に決定・調整すべき事項（運行設計内容）についての整理・検討の支援を行う。

②ステークホルダー調整支援

ステークホルダー（地域住民・関係交通事業者等）との合意形成や運行委託等を進めるにあたり、進め方に関する検討の支援、また、必要な説明内容の整理・資料作成の支援を行う。

③広報支援

チラシやその他の周知にあたり、内容提案・検討の支援を行う。

④住民説明会支援

住民説明会の開催にあたり、内容提案・検討の支援、必要な説明内容の整理・資料作成の支援を行う。

（7）その他

本仕様書では、本業務の実施に当たり必要最低限の内容事項等を記載しており、受託者は本業務の目的と目指す姿等の実現のため、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は積極的に行うこと。

また、（1）～（5）のいずれかと同様の業務実施実績が複数あり、かつオンデマンド交通等の導入実績が複数あることを必須とする。

6. 成果品

本業務の成果品は、次のとおり納品し、成果品の権利は本市に帰属する。なお、本市が承諾した場合を除き、受注者は成果品を公表してはならない。

- ① 基礎調査およびデータ分析報告書
- ② ①に係る調査結果
- ③ 住民との意見交換会に関する報告書
- ④ 実証計画案
- ⑤ 実証運行結果を含む本事業の業務報告書一式
- ⑥ ①～⑤の全成果品の電子データ

7. その他

（1）打合せ等

業務の実施に当たっては、発注者と十分打ち合わせを行い、作業を進めること。また、関連法令をはじめ、国・県等のマニュアル・手引きその他を十分に参照し、業務を実施すること。

(2) 秘密の保持

本業務の遂行において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。

(3) 委託料の支払い

受託者からの完了報告を受け、発注者が検収したあと、予算の範囲内で委託料を支払うこととする。

(4) 著作権等

本業務のために作成した図書等の著作権、著作権は発注者に帰属するものとする。

(5) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。